

文書番号 第 号		目次番号			
決裁区分	[REDACTED]				区分
収 受	平成 . .	保存年限	1 5 10 永	至 <input type="checkbox"/>	
起 案	平成 21 . 12 . 3	類 目	.	公印承認欄	
決 裁	平成 21 . 12 . 11		.		
施 行	平成 . .	付 記	.	重 <input type="checkbox"/>	
完 結	平成 . .		.	要 <input type="checkbox"/>	
主 管	[REDACTED]	建 設 部	先方の文書		
		建 設 課	. . 付		
合 議	[REDACTED]	主 管	第 号		
主 管	[REDACTED]	主 管	起 案 者		
あて先	[REDACTED]	発信者名	[REDACTED]		
標 題	伊豆山字赤井谷における土採取について				
〔照会 回答 通知 依頼 報告 復命 締結 申請 制定 指令 決定 ( )〕					
<p>標題の件につきまして、東部農林、熱海土木事務所、市関係課にて12月1日13時30より市庁舎4階A会議室にて打合せを行い、これをもって3日15時より [REDACTED] 内にて協議を行いました。内容については下記のとおりです。 2</p> <p>○12月1日 11月に建設、まちづくり、産業振興の3課にて別紙のとおり通知をしたことについての回答は提出されていない。</p>					

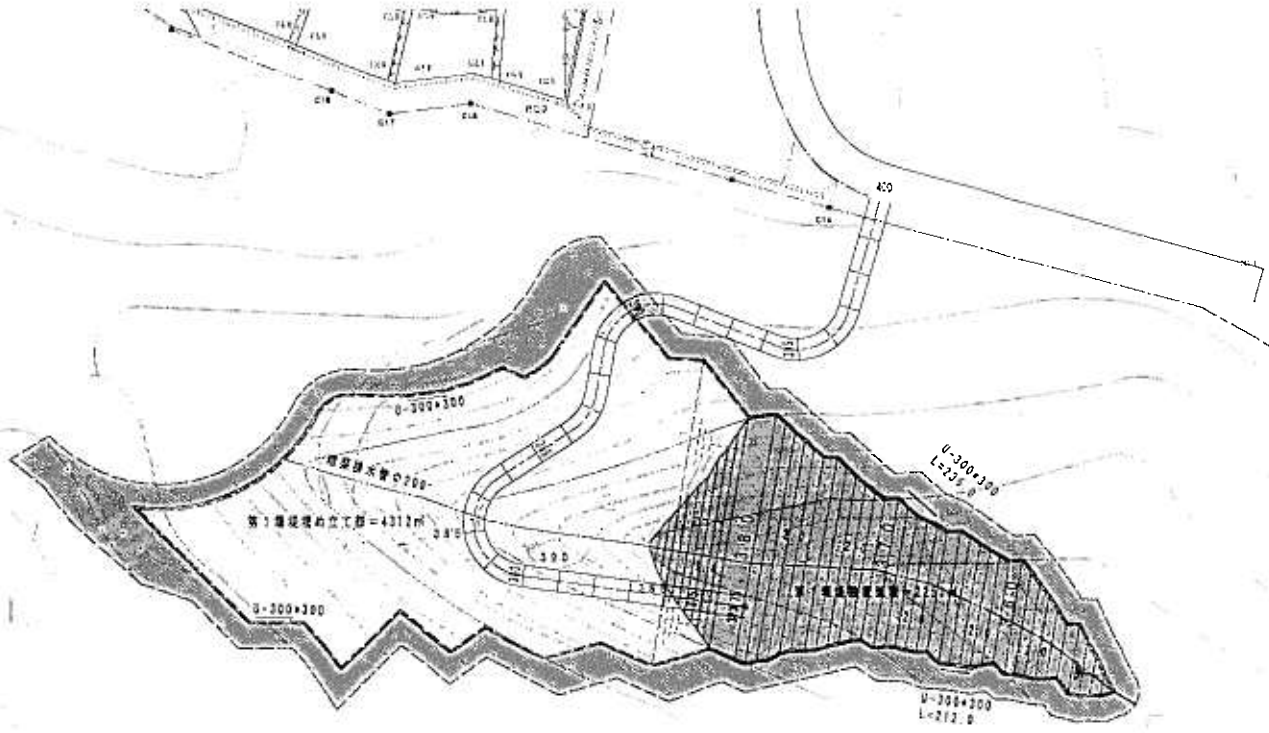
熱 海 市

12/8 ~ 階段対策工事開始  
 12/10 変更書類発行  
 11/16

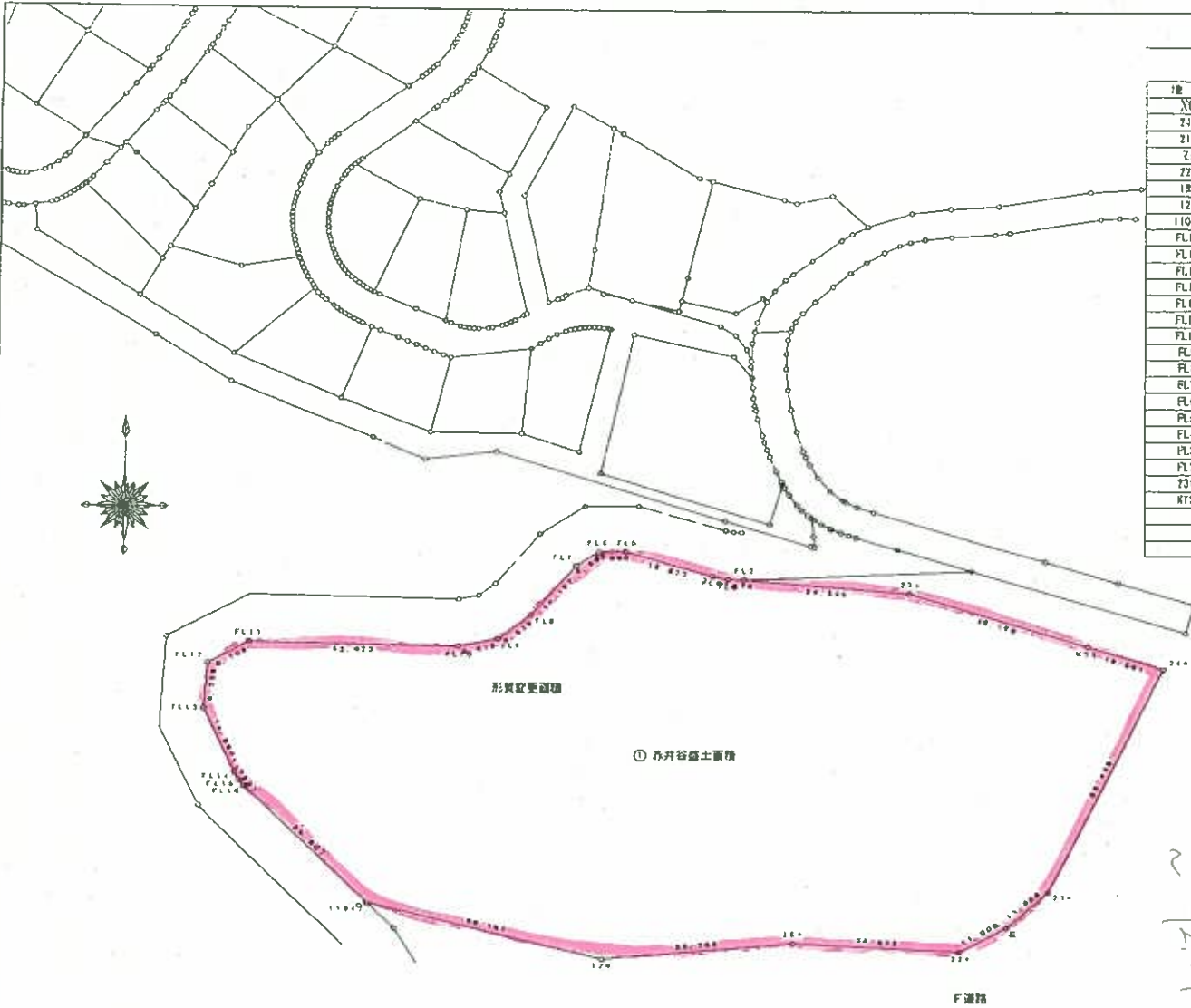
<p>非公式に[ ]より1h aを超える結果の図がFAXされている。これについては、会社としての公文書による回答ではないので、公文書の回答としては取り扱わない。</p>
<p>会社としての回答については、11月25日付で[ ]である[ ]氏が逮捕されたため、早急な対応は不可能と思われる。</p>
<p>法人としての定款で[ ]に代わる人物はいないのか・・・弁護士がいるが現実的には[ ]氏以外に決定権をもつ人物はいないと思われる。このことから公文書による回答については提出される可能性は低い。ただし、現状のまま放置することもできないので行政として次のとおり対応していくことを確認した。</p>
<p>○通知した文書の回答期限がきれているので、現状社内で事務を行っている[ ]氏、現場を管理している[ ]氏に対し、今後の方向性を聴取することとする。(12月2日午後)その中で公文書による回答並びに現場の防災対策を再度求め、早急に行わなければ現在[ ]氏が行っている土の搬入を停止させることとしたい。</p>
<p>土の搬入を停止させた場合、行政による安全性の調査が必要と思われる。</p> <p>また、現状のまま手を引かれてしまった場合の対応として、防災対策を誰の費用負担で行うべきであるか等、2日の聴取の結果によって考える必要がある。</p>
<p>○回答及び防災対策がとられた場合は、[ ]氏が土の搬入について、口頭で[ ]と契約をしているという平成22年2月中にすべてを完了させるよう指導したい。(この場合、提出された図面が1h aを超えた場合の対応も考える必要がある。)</p>
<p>以下 12月2日午後 [ ]内 ( [ ]3氏 )</p>
<p>12月1日に行われた上記内容を市から説明。</p>
<p>[ ]の逮捕及び実質的[ ]の代理人である[ ]氏の諸事情で事務的な処理ができないとのこと。(会社印の取り扱い)</p>
<p>市としては防災対策を最優先させたいことを説明、これについては現在の現場責任者である[ ]氏、[ ]氏も着手したい考えである。11月17日に協議をした中での工法で2者とも行うつもりであり、材料等の段取りは済んでいる様子なので、6日(日)より着工し、1週間程度で完了するように指示した。(14日位まで)</p>
<p>並行して変更の申請についても提出を求めたが、現在事務処理を行っている[ ]氏の一存では提出が出来ないという。市としては現場、書類共に出来なければ現在行っている土の搬入も止めざるを得ないことを説明する。このことについては、[ ]、[ ]両氏が[ ]氏をサポートし提出するというのであるため、前回11月30日までの提出期限を12月14日(月)まで延長した。</p>
<p>上記協議について遵守されない場合、土採取条例に基づき停止させることが考えられる。</p>
<p>市としては来週7日～の進捗状況等、現地確認が必要である</p>
<p>※ [ ]氏によると、11月17日に協議した件(上多賀、日金町含む)については責任をもって行うということでした。</p>
<p>12月4日PM [ ]A、[ ]氏 来庁 変更申請の書類を持参可る、晋式について不備であ、T+T=め 再度建物の依頼、来週 早急に平面図と合わせ提出するとのこと。</p>

# 第1号堰堤平面图 (当初 届出)

S=1:1000



赤井谷盛土



求積表

建番	① 赤井谷盛土面積	$X_n$	$Y_n$	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
X0					
Z1		-61.314	-191.788	-6.196	527.117544
Z1		-111.018	-215.887	-32.149	3668.215490
Z2		-119.717	-224.137	-18.288	2701.264256
Z2		-124.828	-231.173	-44.371	5564.053277
181		-123.233	-269.111	-74.475	9177.857150
121		-126.881	-308.738	-88.473	11287.838113
11017		-115.102	-357.584	-74.768	8548.618140
FL16		-90.188	-389.018	-28.890	2338.845740
FL13		-88.831	-384.171	-2.053	182.370043
FL14		-87.293	-385.071	-1.268	64.328817
FL13		-12.725	-391.443	-5.715	121.328375
FL12		-64.842	-200.786	9.721	-550.531282
FL11		-58.476	-352.727	31.481	-3061.882956
FL10		-60.283	-339.303	31.251	-3097.266897
FL9		-58.488	-330.868	15.388	-980.013311
FL8		-53.318	-313.317	16.222	-869.634376
FL7		-42.896	-314.366	14.048	-599.451840
FL6		-38.693	-309.177	10.758	-401.170791
FL5		-38.863	-304.308	78.727	-911.084007
FL4		-44.822	-286.150	71.377	-327.957156
FL3		-43.438	-287.936	6.488	-284.931501
FL2		-15.550	-278.862	37.718	-1718.079890
Z3		-18.316	-245.226	21.971	-3477.350836
KTS		-59.385	-207.691	53.438	-3184.103230
合計面積					22218.438485
換算					12218.43 m <sup>2</sup>

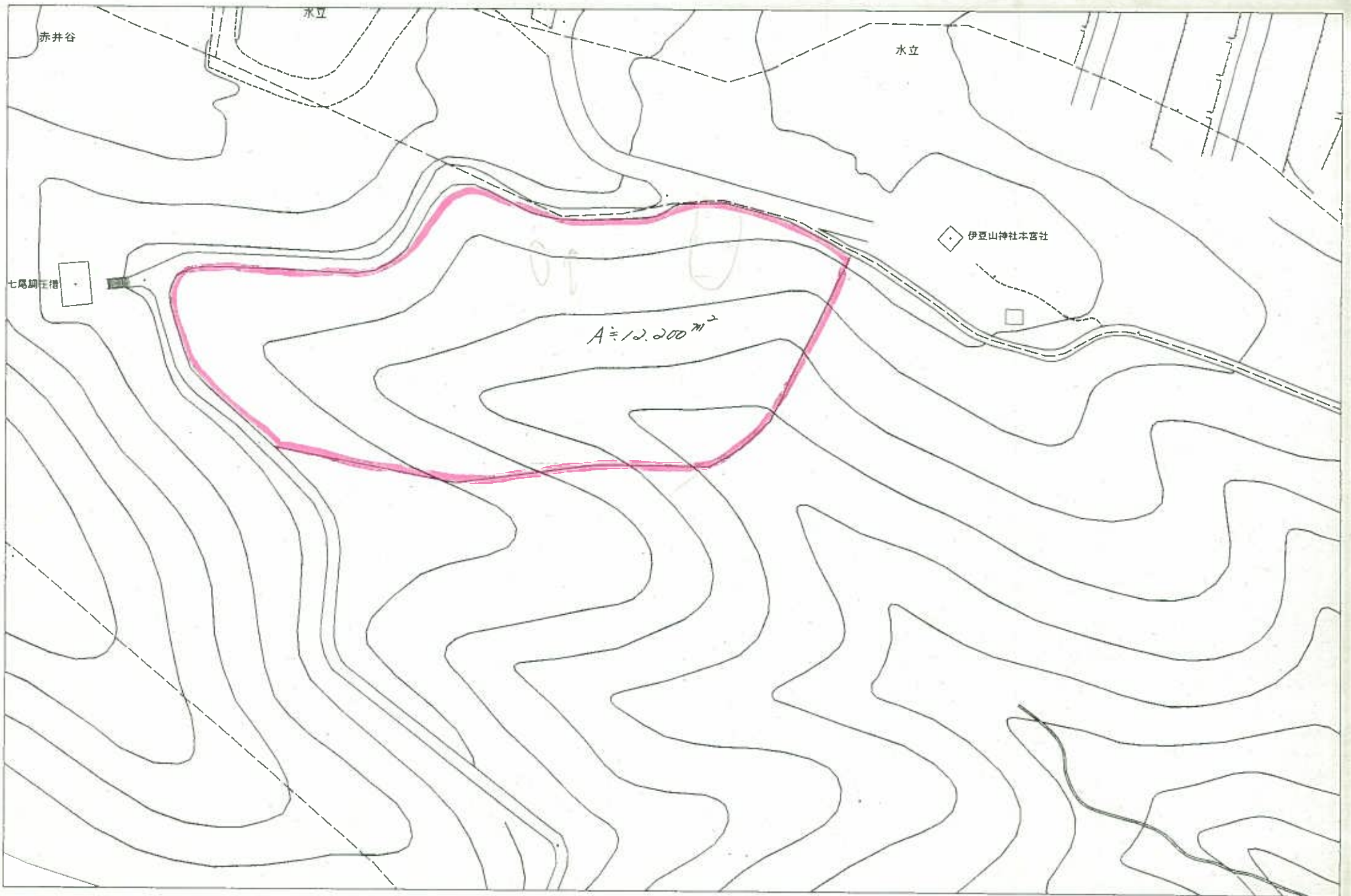
地帯	面積
① 赤井谷盛土面積	12218.438485 m <sup>2</sup>

12.218 m<sup>2</sup>

9476  
~  
12.218

赤井谷盛土求積図 縮尺1:1000  
H21年11月27日作成





## 平成 21 年 11 月 4 日 熱土、東農、市で合同会議後の対応

平成 21 年 11 月 5 日 熱海警察署生活安全課 氏に電話相談 許認可を得て埋土を行っている以上は、監督官庁が事情聴取して事件性があれば警察とことになるとのことであった。

同日 氏に電話連絡 氏同席で来庁指示 (11 日～13 日に来庁予定)

同日 庁内対応会議 (以下関係課) 早急に土砂搬入を停止させることで一致手法等は熱土等と協議することとなった。(条例第 6 条による措置命令発令)

平成 21 年 11 月 6 日 東部健康福祉センター 他 2 名来庁 産業廃棄物投棄 (汚泥) の可能性等を説明したが、特定するのが難しいとのことであった。その後現地調査で 氏と面会し、搬入土の出所等を明確にできるよう行政指導を行った。また、土採取の期間及び工法変更の届出が未提出であることを説明した。氏は、書類は が対応する契約?となっているため、氏と連絡を取り合い対応するとのことであった。昨日 氏に連絡した旨伝えた。(来週後半来庁を指示した。)

同日 氏から電話連絡 氏から連絡があったので書類提出したいかと相談を受ける。氏の考えを考慮した工法等で変更するのでよく協議をして提出するよう指示した。来週来庁するとのことであった。

同日 熱土、 と協議 現在の市の方針 (条例第 6 条の措置命令) を伝えた。しかし、搬入土停止させることが目的ではなく、土砂流出防止の防災措置が最大の目的であるため再度検討するとして協議を終了した。

同日 氏、 氏に電話連絡 氏に 氏の考えている工法を反映した書類及び期間切れであることを再度説明し早急に作成するよう強く指示した。

平成 21 年 11 月 9 日 熱土 から電話連絡 いきなりの法的措置はいかかなものかと参考意見を聞く。なお、土採取の正式な相談窓口は、県庁 である。(熱土用地管理課も相談には乗ると言っていたそうである。)

平成 21 年 11 月 10 日 建設課 まちづくり課  
産業振興課 対応協議  
期間切れをどうするのか

- ① 無許可状態であり直ちに工事の停止の措置命令を発令する。
- ② 黙認 (口頭による指導はしていた。) していたことも踏まえ現場と書類の整合性を指示して変更届出書の提出を求める。

①②で議論した結果②行政指導文書を発送する。期日内に提出されなかった場合は、土砂の搬入停止及び防災措置の要求の措置命令することで一致した。

平成 21 年 11 月 11 日 逢初川の濁り確認 (通勤中)

同日 県庁、市まちづくり課  
が合同で調査 (関連現場調査) 七尾一日金町一多賀 (土砂流出を確認 付近)

平成 21 年 11 月 12 日 [ ] に行政指導を行うこと及び現在の状況を報告した。

平成 21 年 11 月 13 日 [ ] 氏から電話 赤井谷の何が問題だと発言があったので、土砂流出（逢初川、伊豆山港）が問題だと回答した。[ ] 氏から本日電話があり 16 日 9:00 頃に来庁すると聞いているが本当か？忙しいから当日朝電話するとのことであった。

同日 [ ] 氏来庁 東農 [ ]、建設課 [ ]、産業振興課 [ ]、まちづくり課 [ ] と協議 土砂流出（泥流）防止の措置を指導した。現在別会社から堰堤築造の見積を依頼しており、早々に工事に取りかかる予定であると回答を得た。天候不順もあり土砂の搬入は暫く行わないとのことであった。本日は、行政指導文書を渡す予定であったが、[ ] 関係者不在のため来週渡す予定である。土採取及び伐採届出の変更届出を改めて指示した。16 日 10:00 に [ ] - [ ] 打合せを行うのでその結果を報告してもらうことにした。また、[ ] 氏に [ ] 氏に来庁要請もお願いした。（[ ] に行政指導文書を直接渡したいと伝えた。）

平成 21 年 11 月 14 日 伊豆山港濁り確認（土曜日だが通りかかったので確認した。）

平成 21 年 11 月 16 日 [ ] 氏から電話 本日 [ ] 氏同席で来庁を予定していたが都合が悪くなったので行けないと連絡があった。

平成 21 年 11 月 17 日 [ ] 訪問（建設課 [ ]、まちづくり課 [ ]、[ ]）先方（[ ]）

行政では、現在無許可及び防災工事が不十分で埋土を行っていることを問題視している。書類（変更手続き）は [ ] 氏が主で作成、現場管理の [ ] 氏の構想を図面化して今月末までに提出することを約束した。

改良材で土を補強して土堰堤（[ ] 氏の構想）の築造と沈砂池の早急な施工を指示した。現場が乾き次第の施工を約束した。

同日 伊豆山港濁り確認（ビーチラインから）

平成 21 年 11 月 18 日 [ ] 氏、[ ] 氏より電話 書類作成について相談に乗るから近日中に来庁を指示した。現場が乾いたら沈砂池の築造を始めたいと連絡があった。

平成 21 年 11 月 27 日 [ ]

熱 建 建 第571号  
平成21年11月13日

様

熱海市長 齊藤 栄

熱海市伊豆山字赤井谷における土の採取等について（通知）

平成19年4月9日付け熱建設第208号で受理した土の採取等について、下記事項を守られるよう通知します。

記

1. 指示事項
  - ①工期及び工法等について変更の手続きを行うこと。
  - ②附帯条件に記した、災害を防止するための必要な措置を取ること。
  - ③土採取行為面積を確定すること。
2. 提出期限  
平成21年11月30日
3. 提出先  
熱海市建設部建設課  
住所 〒413-8550 熱海市中央町1番1号  
電話 [REDACTED]

※ 指定日までに提出されない場合には、法的措置に移行せざるを得ませんので、念のため申し添えます。



平成21年11月13日

様

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市伊豆山字赤井谷 地内における森林法の規定による  
伐採及び伐採後の造林届出書について

森林法第10条の8第1項の規定により平成21年7月20日付けで提出された、伐採及び伐採後の造林届出書について、記載事項に不備があり、届出書受理通知書の発出ができません。つきましては、下記の指示事項について、伐採及び伐採後の造林届出書の補正を行うか、新たな伐採及び伐採後の造林届出書を提出してください。

記

1 指示事項

伐採及び伐採後の造林届出書に伐採の期間・伐採跡地の用途等、未記載部分を記載すること。

位置図(1/25,000)、森林計画図(1/5000・A3 又は A4)を提出すること。

2 補正又は提出の期限

平成21年11月30日

3 その他

補正又は提出の期限までに指示事項を履行していただけない場合は、伐採及び伐採後の造林届出書を返戻します。

補正・提出先

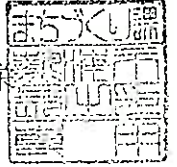
熱海市観光経済部産業振興課 (担当 )

〒413-8550 熱海市中央町1番1号

電話

熱建まち第 2114-20 号  
平成 21 年 11 月 17 日

熱海市長 齊藤 栄



宅地造成等規制法の報告書について (再送)

下記宅地造成に関する工事について、貴社が関与している事実の有無 (ある場合はその具体的内容) を書面にて回答願います。

記

1. 宅地造成に関する工事の概要

(1) 許可番号、年月日

平成 18 年 4 月 11 日付け熱建建第 1811-2 号 (当初許可)

平成 19 年 7 月 24 日付け熱建建第 1912-4 号 (最新許可)

(2) 宅地の所在及び地番

熱海市伊豆山字嶽ヶ [redacted] の各一部、 [redacted]、  
 [redacted]、字水立 [redacted]、  
 [redacted] の各一部、 [redacted]

(3) 宅地の面積

49,850.46 m<sup>2</sup>

(4) 許可を受けた者

[redacted]

2. 回答の期限

平成 21 年 11 月 27 日

3. 回答先

熱海市建設部まちづくり課 (担当: [redacted])

住所: 〒413-8550 熱海市中央町 1-1

電話: [redacted]

4. 平成 21 年 8 月 27 日付け熱建まち第 2114-9 号で文書発送しましたが回答していただけないため再度依頼するものです。

## 送 達 記 録 書

平成 21 年 11 月 17 日 午前・~~午後~~ 15 時 10 分

下記のとおり送達した。

(送達者) まちづくり課

送達を受けるべき者		住所	送達の方法	<input type="checkbox"/> 交付送達	<input type="checkbox"/> 出會送達又は 差置送達した場合の送達の 箇所又は場所
氏名				<input type="checkbox"/> 出會送達	
				<input type="checkbox"/> 差置送達	
書類の名称  通 数	1. 静岡県土採取等規制条例指示書 文書番号熱建建第 571 号 (1 通)		交付送達又は出會送達した場合の受取人の署 (記) 名押印及び続柄等		
	2. 森林法伐採届に対する補正指示書 文書番号熱観産第 140 号 (1 通)				
	3. 宅地造成等規制法の報告依頼書 文書番号熱建まち第 2114-20 号 (1 通)		受取人の署 (記) 名押印がない場合及び差置送達した場合の理由		
			備 考	(同行者) 建設課 まちづくり課	